

熊野灘臨海公園

質問番号	質問項目	質問内容	回答
1	都市公園法第5条による許可施設について	プール・ビーチに対する県の見通し及び今後の方針を示してほしい。	古瀬川プール施設及び管理棟、海水浴場管理棟については、施設耐用限度等を精査の上、指定管理者からのご意見を参考に協議・検討します。
2	維持管理における数量について	指定管理料減額のため、植物管理において省力化を図るが、利用者から是正や改善を求められた場合の対応はどのように考えるか。例えば、臨時・緊急対処費用等は可能であるか。	仕様書内に維持管理業務の標準的な水準を記載していますので、水準を満たす維持管理をお願いします。なお、臨時・緊急対処費用は想定しておりません。
3	施設の老朽化による生じる影響について	片上管理センター(道の駅)施設のウッドテラスの老朽化について、今後の対応方針を示してほしい。	片上池地区管理棟におけるウッドテラスについては、施設耐用限度等を精査の上、指定管理者からのご意見を参考に協議・検討します。
4	施設の老朽化による生じる影響について	道の駅「紀伊長島マンボウ」の屋根の老朽化について、今後の対応方針を示してほしい。	道の駅「紀伊長島マンボウ」の屋根の老朽化については、施設耐用限度等を精査の上、指定管理者からのご意見を参考に協議・検討します。
5	指定管理料における消費税について	平成30年度と平成31年度以降の指定管理料において、運営管理業務中消費税が伴う「需用費」「役務費」「委託料」などの金額が同一であるのはなぜか。	積み上げ積算により金額を算出している維持管理費と違い、需用費などの運営管理業務費(運営費を除く)については、消費税を含めた過去3年の実績平均から算出しているため、一律の金額としています。